

「特区、規制改革、公共サービス改革集中受付」募集要項

内閣官房 地域活性化統合事務局

内閣府 規制改革推進室

内閣府 公共サービス改革推進室

政府では、国の制度改革に関する提案(要望)を本年10月14日から11月13日までの1か月にわたって募集いたします。(特区、規制改革、公共サービス改革に係るもの)

1. 趣 旨

政府では、国の制度改革に関する提案(要望)を一元的に、集中して募集いたします。募集する提案(要望)は、次のとおりです。

- (1) 規制改革(特区及び全国規模の規制改革)に関する提案(要望)
- (2) 競争の導入による公共サービスの改革(市場化テスト)に関する意見

2. 提案(要望)の主体

地方公共団体はもとより、民間企業、各種団体、個人等を問わず、どなたでも国に直接、提案(要望)を提出いただけます。(民間企業、各種団体、個人等が提案を提出するに当たっては、地方公共団体等を経由する必要はありません。)なお、提案(要望)の主体名は非公表とすることもできます。

3. 募集期間

平成20年10月14日(火)から11月13日(木)正午まで
(詳細については、**11. 募集締切** をご参照下さい。)

4. 提出先

内閣官房 地域活性化統合事務局内 提案(要望)募集担当

<住所> 〒100-0014

東京都千代田区永田町1-11-39 永田町合同庁舎 6階

<電話> 03-3539-2195

<メール> toc@cas.go.jp

5. 提案（要望）の取扱い

（１）関係省庁との調整

いただいた提案（要望）については、取扱いを希望される制度別に次の方法により、それぞれ関係省庁と調整を行います。

また、関係省庁との調整過程は、ホームページ上で公開されます。

（注１）提案（要望）の内容によっては、ご希望と異なる制度での取扱いとなる場合があります。

（注２）どの制度に応募すべきか不明な場合には、地域活性化統合事務局で提案（要望）内容を確認後、適切な制度を選定いたします。

提案（要望）の内容	調整方法	調整過程の公開
特区	地域活性化統合事務局が関係省庁と調整	構造改革特別区域推進本部ホームページ http://www.kantei.go.jp/singi/kouzou2/index.html
特区又は全国規模の規制改革 (いずれでも可のもの)		
全国規模の規制改革	規制改革推進室が関係省庁と調整 必要に応じて規制改革会議で審議	規制改革会議ホームページ http://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/
競争の導入による公共サービスの改革（市場化テスト）に関する意見	公共サービス改革推進室が関係省庁と調整 必要に応じて官民競争入札等監理委員会で審議	公共サービス改革推進室ホームページ http://www5.cao.go.jp/koukyo/index.html

（２）結論

関係省庁との調整後、それぞれ次の時期に一定の結論を出すことを予定しています。

提案（要望）の内容	結論の出る予定時期等
特区	平成 21 年 2 月頃を目途
特区又は全国規模の規制改革 (いずれでも可のもの)	
全国規模の規制改革	
競争の導入による公共サービスの改革（市場化テスト）に関する意見	官民競争入札等監理委員会の議を経て、公共サービス改革基本方針を改定

6. 募集する提案（要望）の概要

(1) 特区に関する提案

構造改革特区とは、地域の特性に応じた規制の特例措置を導入する特定の地域(特区)を設けて、規制改革や地域活性化を推進するものです。この制度に関して、具体的な規制の特例措置の提案を募集するものです。

(備考)

イ. 1つのプロジェクトを実現する上で複数の規制が障害となっていることから、複数の規制の特例措置を組み合わせて講じることを求める提案については、「プロジェクト型提案」として受け付け、関係省庁を一堂に集めた協議等により、プロジェクト全体の実現を目指します(9. 提案(要望)書の記載方法 参照)。

ロ. 必要に応じて、評価・調査委員会で提案の実現に向けた調査審議が行われ、場合により関係省庁も参加する審議の場で、提案者が意見を述べるすることができます。

(2) 全国規模の規制改革に関する要望

要望に基づいた規制改革を行うことで経済の活性化に資するべく、地域を限定しない全国規模での規制改革の要望を募集するものです。

<要望の例>

- ・法令や通知・通達などの規定に基づく規制の見直し
- ・法令上の問題でなくとも、運用が規制的で問題があるもの
- ・地域ごとに異なる規制の見直し(ex. 届出様式、提出方法等) など

(注) (1)と(2)のどちらでもよい(どちらか不明)という提案(要望)についても受け付けます。

※ 提案(要望)書の様式については 9. 提案(要望)書の記載方法 をご参照下さい。

(3) 競争の導入による公共サービスの改革(市場化テスト)に関する意見

競争の導入による公共サービスの改革(市場化テスト)とは、国の行政機関等又は地方公共団体が自ら実施する公共サービスに関し、民間事業者の創意・工夫が反映されることが期待される一体の業務を選定して官民競争入札又は民間競争入札に付することにより、公共サービスの質の維持向上及び経費の削減を図る改革のことです。

この改革に関して、具体的な意見を募集するものです。

<意見・要望の例>

- ・官民競争入札又は民間競争入札の対象とすべきと考えられる公共サービス
- ・国の行政機関等の公共サービスに関して、廃止すべきと考えられる公共サービス
- ・上記に関し、政府が講ずべき規制改革等の措置
- ・地方公共団体等が官民競争入札又は民間競争入札を実施するために政府が講ずべき規制改革等の措置 など

【各制度の概要】

各制度の内容については、それぞれ次のホームページをご参照下さい。また、各制度について、ご不明な点等ございましたら、[12. 連絡先](#) まで、お気軽にお問い合わせ下さい。

○ 特区について

構造改革特別区域推進本部

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kouzou2/index.html>

構造改革特別区域推進本部

検索 

○ 全国規模の規制改革について

規制改革会議

<http://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/>

規制改革会議

検索 

○ 競争の導入による公共サービスの改革(市場化テスト)について

公共サービス改革推進室

<http://www5.cao.go.jp/koukyo/index.html>

公共サービス改革推進室

検索 

7. 提案(要望)書記載にあたっての留意事項

提案(要望)書の記載にあたっての留意事項は、次のとおりです。

(1) 共通の留意事項

① ニーズ、内容・背景、効果等は、具体的に記載すると効果的です。

提案(要望)のニーズ、内容・背景、効果等をできる限り具体的に記載すると、実現の可能性を高める上で効果的です。

イ. 規制改革により、どのような事業が可能となるのか、逆に、現在の規制によってどのような事業ができないのか、具体的なニーズに基づいて記述すると効果的です。

ロ. どのような規制改革が必要なのか、単に規制を廃止するだけでなく、どのような規制に変えればよいのか等を検討して下さい。

ハ. 規制改革の実現又は官民競争入札若しくは民間競争入札により期待される効果を記載して下さい。

② 過去の議論を踏まえた提案(要望)をすると効果的です。

過去に提案(要望)されたものと同様の提案(要望)を再度行う際には、実現の可能性を高めるためにも、これまで関係省庁から示された回答や関連の委員会等での議論を踏まえた内容の提案(要望)をお寄せ下さい。

イ. 再提案(要望)の際には、関係省庁からの反論や懸念事項に対する具体的な解決方法等を明らかにすると、より効果的です。

ロ. 過去の募集において実現できなかった事項であっても、過去の提案(要望)とは異なる視点からのアプローチにより、当初の目的の達成が可能となる場合もありますので、様々な視点からご検討下さい。

過去の募集における関係省庁の回答等は、[6. 募集する提案\(要望\)の概要](#) の【各制度の概要】

に記載の関連ホームページでご覧になることができます。

提案(要望)のご検討に当たりまして、類似する過去の提案(要望)についての関係省庁とのやりとりについてご覧になりたい場合には、**12. 連絡先** にご相談下さい。

- ③ 関係省庁等への苦情は、募集の対象となりませんので、ご了承願います。

(2) 特区に関する提案、全国規模の規制改革に関する要望についての留意事項

- ① 単に税財源措置の優遇を求めるものは、対象となりません。
- ② 規制の特例を設ける又は緩和することにより、想定される弊害がある場合は、その弊害に対する予防措置(代替措置)の提案をいただくことが効果的です。

(注) 弊害が懸念される場合には、予防措置(代替措置)として具体的な解決方法を併せて示すとより効果的です。

【例1】規制を緩和した場合に考えられる××の弊害については、当市において〇〇を行うことにより弊害の発生を予防することが可能と考えられます。

【例2】特区内における「どぶろく」の小規模製造を可能にした場合において、①農家民宿等を営む農業者が自ら生産した米を原料とすることにより製造コストが抑えられること、②特区内で酒税法違反が起きないよう地方公共団体が制度内容の広報等を積極的に行うことにより、酒税を適正かつ確実に回収することができます。(実際、このように代替措置があったことにより「どぶろく特区」が実現しました。)

- ③ 提案(要望)提出後、関係省庁との調整の過程で、関係省庁から出されてきた回答について、更にご意見がございましたら、**12. 連絡先** にご提出下さい。
- その際には、関係省庁からの回答への反論や懸念事項の具体的な解決方法等ができる限りご提示下さい。
- ④ 規制の所在が明確ではない場合には、提案(要望)の実現の可能性を高めるためにも、できるだけ事前に **12. 連絡先** にご相談下さい。

8. 提案(要望)に際しての注意事項

(1) 特区に関する提案

- ① 提案にあたっては、実現性を高めるためにも、積極的に次の相談会等をご活用下さい。

イ. 全国各地で開催される「もみじキャラバン」への参加

提案募集に先立ち、担当職員が各地に出向き、各制度の内容や提案方法等の説明を行うとともに、具体的な提案に係る個別相談会を行います。

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kouzou2/080916bosyu.html>

ロ. 各都道府県に配置された特区制度の実務レベルの専門家である「特区エキスパート」や地域再生制度について普及・啓発を行う「地域再生伝道師」への相談

「特区エキスパート」については、ホームページを参照下さい。

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kouzou2/osirase/0504.pdf>

「地域再生伝道師」については、ホームページを参照下さい。

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiikisaisei/osirase/050509/050509dendousi.pdf>

ハ. 地域活性化統合事務局への事前の相談

地域活性化統合事務局への相談には、**1 2. 連絡先** への電話相談またはメール相談をご利用下さい。

メール相談については、相談内容を【toc@cas.go.jp】まで送付して下さい。

※ 文字化けを防ぐため、半角カタカナ、丸数字、特殊文字は使用しないで下さい。

ニ. 出前コンサルタントの派遣

制度の勉強会や提案の検討会等、ご要望に応じて担当者を講師やコンサルタントとして派遣しています。地域活性化統合事務局に電話又は上記へのメール相談を利用してお問い合わせ下さい。

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kouzou2/others/031003dema.html>

ホ. 地域活性化応援隊派遣相談会における個別相談等

国等の職員や民間の専門家が各地に出向き、ノウハウを活用して地域の取組を後押しする「地域活性化応援隊派遣相談会」については、次のホームページをご参照下さい。

http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiikisaisei/active_supporter.html

② 認定申請と提案募集の違いについて

イ. 今回の提案募集は、特区における規制の特例措置の追加等の新たなアイデアを募集するものです。既存の特区の規制の特例措置を活用する場合の構造改革特区計画の「認定申請」とは異なりますので、ご注意下さい。

ロ. 今回の募集において、提案を行ったか否かによって、構造改革特区計画の認定にあたって、有利又は不利に扱われることはありません。

(2) 全国規模の規制改革に関する要望

要望の実現性を高めるために、「もみじキャラバン」での個別相談や規制改革推進室への相談などをご活用下さい。

(3) 競争の導入による公共サービスの改革（市場化テスト）に関する意見

① 公共サービスに関する情報の公表について

意見の提出にあたって、国の行政機関等が実施している公共サービスに関する情報が必要な場合には、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(第7条第4項及び第9項)に基づく情報公表の要請を受け付けた上で、公表することとしておりますので、前回募集時に公表した情報と併せてご活用下さい。

(注1) 国の行政機関等が実施している公共サービスの事業内容等に関する情報の公表要請については、本意見募集に先立ち、9月8日から30日まで受付を行っています。

(<http://www5.cao.go.jp/koukyo/iken/080903/jyouhou.html> 参照)

(注2) 前回公表した情報については

(<http://www5.cao.go.jp/koukyo/iken/070507/jyouhou.html> 参照)。

- ② 「もみじキャラバン」での個別相談や公共サービス改革推進室への相談などもご活用下さい。
- ③ 今回の意見は、官民競争入札等への実際の参加とは別のものです。今回意見を提出された民間事業者等の方々であっても、その後の状況等を踏まえ、実際の入札に参加しないこととなっても差し支えありません。

9. 提案(要望)書の記載方法

提案(要望)書の様式は共通です(別紙:共通記入様式)。なお、具体的な記載方法については、それぞれ次の記入例(別添)をご参照下さい。

(1) 特区に関する提案：(別添)記入例1

(注) 複数の規制の特例措置を組み合わせることを求める「プロジェクト型提案」については、様式の「プロジェクト名」欄についても記入して下さい。

(2) 全国規模の規制改革に関する要望：(別添)記入例2

※ (1)と(2)のどちらでもよい(どちらか不明)の場合：(別添)記入例1

(注) 提案様式の「実現希望区分」欄については、「C. 特区又は全国」を選択して下さい。それ以外の欄の記載については、(1) 特区に関する提案と同じです。

(3) 競争の導入による公共サービスの改革(市場化テスト)に関する意見：

(別添)記入例3-1(国)

(別添)記入例3-2(地方)

10. 提案(要望)書の提出方法

郵送等による配達、持参又は電子メールにより提出して下さい。

(1) 郵送等による配達又は持参の場合

① 提案(要望)書2部 及び ②電子媒体1式を提出

※ 郵送等による配達の場合には、封筒の表面に「提案(要望)書在中」と朱書きして下さい。

① 提案(要望)書 2部

【留意事項】

- イ. 提案(要望)書は、片面印刷にして下さい(両面印刷は避けて下さい。)
- ロ. 全ての書類(提案(要望)書、参考資料)はダブルクリップで綴じて下さい(ホチキスや外れやすいクリップは避けて下さい。)
 - ハ. オリジナルの原稿が A4 サイズではない参考資料は、必ず A4 サイズに縮小(拡大)したものを添付して下さい。
- ニ. カラー原稿でなければ表現することができない内容である等、特別な事情がない限り、原稿は白黒で作成して下さい。
- ホ. 提案(要望)書、参考資料の順番にクリップ留めして下さい。

② 提案(要望)書<電子データ>を保存した電子媒体(FD、MO 又は CD-R) 1 式

【留意事項】

- イ. 電子媒体には、次の様にラベルを付して下さい。
「提案(要望)主体名 提案(要望)名」(例:〇〇町 △△△基準の緩和又は□□特区)
なお、「提案(要望)主体名」について、複数の主体による共同提案(要望)の場合は、連絡先として、提案(要望)様式に記載されている者又は団体の名称を記入し、提案(要望)主体が個人の場合は「個人」と記入して下さい。
また、「提案(要望)名」には、提案(要望)様式の「要望事項(事項名)」を記入して下さい。
- ※1. 提案(要望)については、同一提案(要望)主体から提出できる電子媒体及び電子ファイルの数は一つのみとします。同一提案(要望)主体から複数の電子媒体及び電子ファイルを提出することはできません。
- ※2. 同一提案(要望)主体が複数の提案(要望)を行う場合は、必ず全ての提案を同一ファイル内の同一シートにまとめて記載して下さい。
- ロ. 電子媒体に保存する提案(要望)書の電子データのファイル名は、次の様に付して下さい。
「提案(要望)主体名 提案(要望)名」(例:〇〇町 △△△基準の緩和又は□□特区)
「提案(要望)主体名」、「提案(要望)名」は、イと同様に記入して下さい。
- ハ. 参考資料は、電子データ化した上で電子媒体に保存して下さい。

(2) 電子メールの場合(データ容量 2M バイト未満の場合のみ)

提案(要望)書<電子データ>一式を添付して提出

※ 提案(要望)書及び参考資料の全てのファイルを添付して【 toc@cas.go.jp 】まで送付して下さい

い。

また、当方より到着した旨のご連絡はしておりませんので、送付後に念のため、地域活性化統合事務局(TEL 03-3539-2195)に確認のご連絡をいただければ幸いです。

【留意事項】

イ. 電子メールのタイトル(件名)は、「提案(要望)書送付 提案(要望)主体名」と記載して下さい。(例:提案書送付 ○○町)

「提案(要望)主体名」について、複数の主体による共同提案(要望)の場合は、連絡先として提案(要望)様式に記載されている者又は団体の名称を記入し、提案(要望)主体が個人の場合は「個人」と記入して下さい。

ロ. 提案(要望)書の電子データのファイル名は、次の様に付して下さい。

「提案(要望)主体名 提案(要望)名」(例:○○町 △△△基準の緩和又は□□特区)

「提案(要望)主体名」は、イと同様に記入して下さい。また、「提案(要望)名」には、提案(要望)様式の「要望事項(事項名)」を記入して下さい。

※1. 提案(要望)については、同一提案(要望)主体から提出できる電子ファイルの数は一つのみとします。同一提案(要望)主体から複数の電子ファイルを提出することはできません。

※2. 同一提案(要望)主体が複数の提案(要望)を行う場合は、必ず全ての提案を同一ファイル内の同一シートにまとめて記載して下さい。

ハ. 参考資料は、電子データ化した上で、提案(要望)書と併せて送信して下さい。

ニ. 添付ファイルの合計容量は最大で 2M バイト未満になるようにして下さい(システム上、2M バイト以上のメールについては受け付けられないことがありますので、ご注意ください。)。

1 1. 募集締切

平成20年11月13日(木)正午までに必着。ただし、下記事項にご留意下さい。

(1) 持参の場合

3. 募集期間 の平日の10:00~17:00までの間に、**4. 提出先** にお越し下さい。

なお、最終日(11月13日(木))は正午までの受付となりますのでご注意ください。

(2) 郵送等による配達の場合

11月13日(木)正午までに必着として下さい。

(3) 電子メールの場合

11月13日(木)正午までに必着として下さい。

※ 期限に遅れて到着した提案(要望)書や配達事故や通信事故により未着・遅着となった提案(要望)書については、受け付けられませんのでご注意ください。

※ 期限までに提案(要望)書の不備が修正されなかった場合は、本募集において受け付けること

ができませんので、あらかじめご了承ください。なお、受付期間間際のご提出は、提案（要望）書の不備の修正が時間的にも困難となりますので、できる限り早めにご提出いただきますようお願いいたします。

※ 提案（要望）内容の詳細等を確認する際に必要となりますので、提案（要望）書に連絡先等を必ずご記入下さい。

12. 連絡先

ご不明な点がございましたら、該当する下記連絡先までお問い合わせ下さい。なお、募集全般に関するお問い合わせにつきましては、地域活性化統合事務局までご連絡下さい。

◎ 募集全般に関すること、特区に関すること。

【地域活性化統合事務局】

（ 小 川 ・ 吉 田 03-3539-2194 ）

（ ^{うぶ} ^{かた} 生 方 ・ 中 村 03-3539-2195 ）

○ 全国規模の規制改革に関すること。

【規制改革推進室】

（ 川 野 03-5501-2815 ）

（ 小 椋 03-5501-2830 ）

○ 競争の導入による公共サービスの改革(市場化テスト)に関すること。

【公共サービス改革推進室】

（ 高 田 03-5501-1654 ）

（ 馬 場 03-5501-1878 ）